



南会津町告示第 13 号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成 23 年 3 月 17 日

南会津町長 大宅 宗吉



記

- 1 変更する字の区域 別紙変更調書のとおり

変 更 調 書

新		旧		地 番	
大 字	小 字	大 字	小 字		
高 野	下高野	高 野	廻館	70、71、72 の 1 から 72 の 3 まで、81	
			馬頭	88 の 1、88 の 4、117 の 1、2850、2852 から 2854 まで及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに 210、211 の 1、212 の 1、213 の 1、213 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部	
			岩崎通	264、294、265 の 2、290 の 3、290 の 4 及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部	
			岩崎山	295 の 66	
			岩下通	595、599 の 1、2875 から 2877 まで及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	
			立屋沢	806 の 1、806 の 2、809 の 4、809 の 5、818、826 の 2、827 の 2、828 の 3、828 の 4、850 の 2、850 の 3、857 の 1、857 の 3	
			馬頭	下高野	14、135、161、175
			馬頭後	馬頭	181
			八反川原		
	岩崎通	265 の 1、265 の 3、266 の 2、267 の 2、267 の 3、268 の 3、269 から 275 まで、291、292、2865、2866 及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部			
	岩崎山	2709 の 5			
	下高野	1 の 1			

新		旧		地番
大字	小字	大字	小字	
高野	岩崎通	高野	岩崎山	2709の6、2709の7
			下高野	1の2、130
	岩下通		下高野	182